

子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

1. 見直しの必要性

本計画は、平成 27 年度から 31 年度までの教育・保育施設の量の見込みと確保数を定めたものであるが、平成 27・28 年度の実績において保育園入所待機児が発生しており、国においても、必要な場合には計画期間中の中間年を目安として、計画の見直しを行う旨の通知が示されている。

また、新たな基本構想の策定に伴い、平成 29 年度に最新の人口推計を実施することになったことから、本計画の中間の見直しを実施する。

2. 見直しの範囲

(1) 実施時期

平成 27・28 年度の実績値、並びに平成 29 年度の見込みを基に、平成 30・31 年度における推計値を算出し、計画事業量とする。

(2) 推計児童数

新たな基本構想の策定に伴う人口推計を活用する。

(3) 利用意向

今回の見直しにあたっては、現行計画策定時に実施したニーズ調査の結果（平成 26 年 3 月）を使用し、利用意向率を算定する。

ただし、教育・保育の量の見込みについては、この間の乖離が生じた状況を踏まえ、実績値を用いた利用意向率の補正について検討の上、算出する。

(4) 対象事業

①教育・保育施設

幼稚園・保育園・こども園・地域型保育事業

②地域子ども・子育て支援事業

No.	事業名	主管課	
1	時間外保育事業	児童保育課	
2	放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）	放課後対策担当	
3	地域子育て支援拠点事業（子ども家庭支援センター・児童館）	子ども家庭支援センター等	
4	一時預かり事業（一時保育・いっとき保育等）	児童保育課等	
5	病児・病後児保育事業	児童保育課	
6	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	子ども家庭支援センター	
7	乳児家庭全戸訪問事業	保健サービス課	
8	利用者支援事業	①子育てアシスト	子育て・若者支援課
		②ゆりかご・たいとう	保健サービス課
9	妊婦に対する健康診査	保健サービス課	
10	養育支援訪問事業（育児支援ヘルパー）	子ども家庭支援センター	
11	子育て短期支援事業（ショートステイ）	子ども家庭支援センター	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	学務課等	

※現行計画策定後に新規実施した2事業を加える。

No.8-② 「ゆりかご・たいとう」：平成28年4月新規実施

No.12 「実費徴収に係る補足給付を行う事業」：平成27年11月開始(4月に遡及適用)

3. スケジュール

平成29年7月	台東区次世代育成支援地域協議会報告（見直し実施）
平成29年第3回定例会	子育て支援特別委員会報告（実績・実施方法）
平成29年11月	台東区次世代育成支援地域協議会報告（中間のまとめ案）
平成29年第4回定例会	子育て支援特別委員会報告（中間のまとめ案）
平成30年1月	台東区次世代育成支援地域協議会報告（最終案）
平成30年第1回定例会	子育て支援特別委員会報告（最終案）

【参考：次世代育成支援計画（子ども・子育て支援事業計画）の改訂スケジュール】

